

岩手県議会事務局公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県議会議長 五日市 王

岩手県議会事務局公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局公用車運行管理規程（昭和45年岩手県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>第9条 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は公害防止上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。</p> <p>(交通事故等の措置)</p> <p>第15条 運転者（運転者が報告できないときは、使用者又は同乗者）は、公用車の運行により道路交通法第72条第1項に規定する交通事故が発生したときは、同条に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第4号（第15条関係）</p> <table border="1" data-bbox="145 1189 770 1435"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>(32) 事故本人等の申立て</td> <td>[略] 本人氏名<sup>㊟</sup> [略] 同乗者等氏名<sup>㊟</sup></td> </tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>[略]</p> <p>(25) 運転者（相手側の運転者も含む。）について、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2備考又は別表第5備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記載してください。</p> <p>[略]</p> <p>(32) 運転者（使用者及び同乗者がある場合は、その者）の事故概況等を直接当該運転者に記載させ</p>	[略]		(32) 事故本人等の申立て	[略] 本人氏名 <sup>㊟</sup> [略] 同乗者等氏名 <sup>㊟</sup>	[略]		<p>第9条 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は公害防止<u>その他の環境保全</u>上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。</p> <p>(交通事故等の措置)</p> <p>第15条 運転者（運転者が報告できないときは、使用者又は同乗者）は、公用車の運行により道路交通法第67条第2項に規定する交通事故が発生したときは、同法第72条第1項に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第4号（第15条関係）</p> <table border="1" data-bbox="831 1189 1457 1435"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>(32) 事故本人等の申立て</td> <td>[略] 本人氏名 [略] 同乗者等氏名</td> </tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>[略]</p> <p>(25) 運転者（相手側の運転者も含む。）について、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2備考又は別表第6備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記載してください。</p> <p>[略]</p> <p>(32) 運転者（<u>運転者が記載できない場合は、使用者又は同乗者</u>）に事故概況等を記載させ、<u>運転者</u></p>	[略]		(32) 事故本人等の申立て	[略] 本人氏名 [略] 同乗者等氏名	[略]	
[略]													
(32) 事故本人等の申立て	[略] 本人氏名 <sup>㊟</sup> [略] 同乗者等氏名 <sup>㊟</sup>												
[略]													
[略]													
(32) 事故本人等の申立て	[略] 本人氏名 [略] 同乗者等氏名												
[略]													

ることとし、署名押印させていただきます。

2・3 [略]

(使用者又は同乗者がある場合にあつては、これらの者を含む。)に記名させていただきます。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。